

「有機農業の推進に関する基本方針」(第2期)策定に向けた提言(第2次案) (要約版)

日本有機農業学会有機農業政策提言グループ

1. 基本的視点

(1) 有機農業はグローバル化に対抗し、日本農業を再生させる起爆剤になりえる

(2) 推進法の理念に立ち戻り、施策の方向性を是正すべきである

→事業仕分けによって導入された「収益力向上」や「有機 JAS との連携」は、有機農業を「強い農業」育成という政策に組み込もうというもので推進法の方向性とは相容れない。有機農業議員連盟の設立趣意書に基づき、「有機農業の総合支援」という当初の政策目標に立ち戻るべき。

(3) 有機農業には国民の幅広い支持と期待があり、公共的価値を持つ

→「0.4%のシェア」という有機農業の現状を固定的に見るのではなく、有機農業の社会的・公共的価値を実現させ、中長期的には現状の十倍から数十倍に拡大するという見通しを持つべき

2. 推進すべき施策

(1) 「有機農業モデルタウン」の理念を継承した形での市町村への有機農業の普及

→モデルタウン事業の理念を継承した形で、市町村に有機農業を推進する。

(2) 有機 JAS 認証制度の抜本的な見直し

→有機 JAS 認証以外にも、参加型あるいは簡易な認証・表示の仕組み・制度を設ける。

→有機農業を推進していくための一方策として、認証経費を公的に負担する。

(3) 有機農産物の多様な販売先の創設

→有機農業普及の鍵は販売機会。東京でのマッチングフェアだけでなく、全国・都道府県・市町村レベルごとに多様な販売先を創設する。

→有機 JAS 認証以外にも、参加型あるいは簡易な認証・表示の仕組み・制度を設ける。

(4) 有機農業への新規参入・転換参入の支援充実

→転換参入(既存農家の有機農業への参入)への支援方法を検討する。

→新規参入支援として、青年就農給付金等が有機農業希望者に有効に利用されるよう指導、普及センターで有機農業普及の確立、有機農家による研修費用の公的負担等を要望したい。

(5) 有機農業の試験研究の一層の推進

→国と地方自治体の有機農業研究はある程度前進した。それを踏まえて別紙事項を要望したい。

(6) 有機農業の統計整備

→農林業センサスに有機農業の項目を追加、農家経営構造調査に有機農業の経営分析項目を追加

(7) 原発事故からの復興支援

→地域資源循環型の有機農業への打撃は深刻。風評被害など販売でも有機農家は苦しんでいるので、次の支援を早急に要望したい。

・落ち葉、わら、たい肥などへの支援 ・消費者への理解促進、農産物の販売促進の支援 ・住民参加型地域農業の復興への支援等

以上

2013年2月20日

有機農業推進議員連盟 御中
農林水産大臣 林 芳正 様

日本有機農業学会有機農業政策提言グループ

「有機農業の推進に関する基本方針」(第2期)策定に向けた提言(第2次案)

2006年12月6日、有機農業推進法が成立しました。長年有機農業に取り組んできた多くの農業者、消費者、研究者が「国が有機農業の推進に取り組む新しい時代が始まった」ことを深い感慨をもって受けとめるとともに、同法によって有機農業が全国に大きく展開し、日本農業全体を食料自給率の向上、生きものと共生する農業の振興、安全で健康によい国産農産物の生産の推進という方向に牽引していくことを心から期待しました。

それから6年が経過し、「有機農業の推進に関する基本方針」の見直し時期に入っています。私たち日本有機農業学会は同法の成立に当たって法律の試案を起草するなど積極的に関わってきましたが、基本方針の見直しに当たっても、政策提言グループを設置し検討を重ねてきました。

昨年10月5日には有機農業推進議員連盟と共催で「有機農業推進計画の見直しに関する意見交換会」を開催し、第1次提言案を公表しました。また昨年12月8日に開かれた学会の第13回大会では「有機農業推進法成立からの6年を振り返る」と題した全体セッションを行い、議論を深めました。

以上の成果を踏まえて、このたび次期基本方針に向けた具体的提言を盛り込んだ第2次提言案を作成しました。有機農業推進のための問題提起となることを願います。

目次

1. 基本的視点

- (1) 有機農業はグローバル化に対抗し、日本農業を再生させる起爆剤になりえる
- (2) 推進法の理念に立ち戻り、施策の方向性を是正すべきである
- (3) 有機農業には国民の幅広い支持と期待があり、公共的価値を持つ

2. 推進すべき施策

- (1) 「有機農業モデルタウン」の理念を継承した形での市町村への有機農業の普及
- (2) 有機 JAS 認証制度の抜本的な見直し
- (3) 有機農産物の多様な販売先の創設
- (4) 有機農業への新規参入・転換参入の支援充実
- (5) 有機農業の試験研究の一層の推進
- (6) 有機農業の統計整備
- (7) 原発事故からの復興支援

1. 基本的視点

(1) 有機農業はグローバル化に対抗し、日本農業を再生させる起爆剤になりえる

巨大な新自由主義の流れが日本農業を飲み込もうとしています。TPP推進派が唱える「強い農業論」は、農業を利益と効率という市場原理だけで判断し、日本の農地と農村を長い間維持してきた小規模家族経営を根こそぎ崩壊させるもので到底受け入れることはできません。

新自由主義やグローバル化に対抗するには、環境を守り、安全な農産物を生産し、小規模家族農家を中心とした多様な農家・法人が共存でき、消費者に支持され、農地と農村を永続的に保全するような農業を推進する必要があります。そうした条件を満たすのは有機農業を中心とした環境保全型農業だと私たちは確信しています。

実際、全国約50カ所に設定された「有機農業モデルタウン事業」を通じて次のような農業の公共的・社会的価値が実現されてきました。

- ・田畑輪換・有畜複合経営などを通じて地域の農地の複合的・循環的・持続的利用に貢献した。
- ・地域内の多様な関係者を結びつけ、農業を起点とした多様な雇用を地域に創出した。実際、有機農業が地域に広がり、そこから食品加工業、流通業、NPO、レストラン等との連携が生まれ、地域を巻き込んだ6次産業化の実績が生まれている。
- ・農業の多面的機能を地域全体で発揮させた。
- ・多様な家族農家が地域内で共存でき、農村コミュニティの存続を可能にした。

有機農業は、単なる環境保全型農業の一形態でもなければ高付加価値のニッチ市場を相手にする特殊な農業などでもありません。自然循環・国土保全・環境保全の価値、地域社会や文化の継承と発展、文化の継承・発展、生物多様性の保全など、「農が本来持っている価値」を発揮させるのが有機農業です。いわば「農業本来の姿」を追求・表現しているのが有機農業です。従って、有機農業を中心とした環境保全型農業を推進することで、農業が本来持っている公共的・社会的価値を実現させ、魅力ある地域農業を全国に創り出すことが可能になります。「有機農業モデルタウン事業」によって、このことが各地で実証されています。

この意味で、有機農業は経済のグローバル化に対抗し、「農の持っている価値」を生かし、日本農業再生の起爆剤になることができると私たちは考えます。

(2) 推進法の理念に立ち戻り、施策の方向性を是正すべきである

「有機農業推進の条件整備」と位置づけられた第1期基本方針は、その目標をかなりの程度達成

し、有機農業関係者の期待に応えたと評価できますが、その後行われた事業仕分けによって、モデルタウン事業は廃止され、「産地収益力向上支援事業」にとって代わられました。

私たちは、この事業仕分けによって施策が間違った方向に進み始めたと考えています。モデルタウン事業の中には有機農業の公共的・社会的価値を地域において実現してきた事例が生まれており、これは基本方針の中心的な政策目標に合致するものでもありました。しかし、事業仕分けによって「収益力向上」や「有機 JAS との連携」という政策理念が導入されました。これは有機農業を「強い農業」育成という政策に組み込もうというものであり、推進法の方向性とは相容れないものと言わざるを得ません。有機農業議員連盟の設立趣意書に基づき、「有機農業の総合支援」という当初の政策目標に立ち戻るべきだと考えます。

(3) 有機農業には国民の幅広い支持と期待がある

国内農業総生産に占める有機農産物の割合は 0.4%と推定されており、これをもって「日本の有機農業は点の存在だ」と考える向きもありますが、最近になって有機農業にはもっと幅広い国民の支持と期待があることを示唆するデータや情報が増えてきました。

- ・全国のスーパーの 73%で有機農産物を取り扱っており、その 56%で今後の取り扱いを増やしたいと回答している（日本有機農業研究会、2012 年 a）。
- ・全国の消費者の 37%が有機野菜を購入しており、うち 25%が購入を増やしたいと回答している（日本有機農業研究会、2012 年 b）。
- ・北海道、秋田県、鹿児島県などで開催されている「オーガニックフェスタ」には 1～2 日で数千人から数万人の来場者があり、有機農業に関心のある消費者が地方でも多い。
- ・新規就農希望者の 28%が「有機農業をやりたい」、65%が「有機農業に興味がある」と回答している（全国農業会議所など）。
- ・全国の農外からの新規就農者の 73%が有機農業を実施していると回答している（全国農業会議所、2011 年、回答数 1,446 人）。
- ・有機 JAS 認証取得農家数は約 4,000 人で頭打ちだが、有機 JAS を取得していない農家（非 JAS 有機農家）は約 8,000 人おり、増加傾向にある（MOA 自然農法文化事業団、2011 年）、等々。

従って、次期基本方針においては、「0.4%のシェア」という有機農業の現状を固定的に見るのではなく、前述したように有機農業の社会的・公共的価値を実現させ、それをもって有機農業のシェアを中長期的には現状の十倍から数十倍に拡大するという見通しを持つべきだと考えます。

2. 推進すべき施策

(1) 「有機農業モデルタウン」の理念を継承した形での市町村への有機農業の普及

次期基本方針では、市町村における推進計画の策定が重要な課題になると思われませんが、機械的に推進計画の目標値を設定するというやり方ではなく、都道府県、地元の有機農家等と連携がとられる形で、市町村でも推進計画の策定が円滑に進展していく必要があると考えます。

前述したように、有機農業は地域において農地保全・生態系創出・雇用創出等、独自の公共的・社会的価値を発揮させています。これは有機農業モデルタウン事業でも実証されています。こうした有機農業独自の貢献は中山間地等で特に求められていると思われま

そこで、モデルタウン事業の理念を継承した形で、市町村に有機農業を推進することを要望します。具体的には、①有機農業モデルタウンの調査・検証作業の実施、②モデルタウン事業の理念を継承した事業を市町村対象に実施、③採択地域にはアドバイザー等を派遣して事業実施を支援するという形で、市町村への有機農業の普及を図ることを提案します。

(2) 有機 JAS 認証制度の抜本的な見直し

1999年に有機 JAS 認証制度が発足し、有機農業の推進においても有機 JAS との連携が強調されていますが、これには次のような大きな問題があることが明らかになっています。

- ・輸入有機農産物は急増した反面、有機 JAS 認定農家数は 4,000 人弱で停滞しています。有機農家から「有機 JAS は輸入を推進するための制度か」と批判の声が上がっています。
- ・最近の調査では、有機 JAS を取得していない農家（非 JAS 有機農家）は有機 JAS 農家の 2 倍の約 8,000 人おり、しかも増加傾向にあることが明らかになっています（MOA 自然農法文化事業団、2011 年）。しかも非 JAS 有機農家の 80% は「今後も有機 JAS を取得する予定はない」と答え、その理由として「有機 JAS には問題が多い」（54%）、「有機 JAS を取得する必要がない」（27%）と回答しています（谷口、2012a）。
- ・「オーガニックフェスタ in あきた」では有機 JAS 取得を必要としない販売方法（あきた方式）が試行されているが、3 年間問題なく機能しています（谷口、2012b）

これらの事実は「現在の有機 JAS 認証制度は国内の有機農業推進に役立っていない」、あるいは「有機 JAS 認証制度が日本の有機農業の発展を阻んでいる」ということを示唆していると思います。ま

た、国際的にも有機 JAS 認証のような第三者認証と並んで、当事者参加型で表示の信頼性を確保する PGS (Participatory Guarantee System) と呼ばれる認証のあり方を制度として認めるなど、有機農家の状況（販売規模、取引の特性・地域性、認証費用・認証申請の手間等）に配慮し、有機農家の負担の軽減を図る認証・表示制度上の動きが広がっています。

以上を受けて、これまでの「有機農業の推進＝有機 JAS 認定農家の増加」という発想を改め、次の要望事項を含めた有機 JAS 制度の抜本的な見直しを要望します。

・有機農家が誇りをもって有機農業に取り組み、有機農業でつくっていることに自信をもって消費者に情報提供できるようにするため、有機 JAS 認証以外にも、参加型あるいは簡易な認証・表示の仕組み・制度を設ける。

・有機農業の推進は環境の増進等の公共性を有し、有機農業の推進によって日本国民全体がメリットを得ることができるという視点から、有機農業を推進していくための一方策として、認証経費を公的に負担する。

(3) 有機農産物の多様な販売先の創設

有機農業の推進の最大の障壁が「販売先の確保」にあるのは多くの人が指摘するとおりです。現在行われている東京でのマッチングフェアだけでなく、全国・都道府県・市町村レベルごとに多様な販売先の創設を要望します。

特に、前述の市町村への普及とも関係しますが、市町村か都道府県レベルでの販売機会の創設が重要だと考えます。たとえば、常設のファーマーズマーケットや直売所での有機農産物コーナーの設置、朝市やオーガニックフェスタなどのイベントでの販売、学校給食への導入、企業の給食への導入、保育園・幼稚園などの給食やおやつへの導入、病院や老人ホーム等の医療・福祉施設への導入などが考えられます。

小規模有機農家で有機 JAS 認証を取得していない非 JAS 有機農家が多いことを考えると、こうした販売機会において有機 JAS 認証を義務づけることは得策ではありません。非 JAS 有機農家が販売しやすくなるように、国や地方自治体は、こうした有機農家の動きを支援する（遊休地の積極的貸出、取組の後援等）とともに、当該場所において看板等で「有機農業コーナー」、「有機農業でつくっています」、「有機朝市」等と表示することを積極的に認め、非 JAS 有機農家が活動しやすくなる環境を整備する必要があります。

(4) 有機農業への転換参入・新規参入の支援充実

近年、新規就農者への注目につれて、新規就農支援施策が充実してきたことは喜ばしいことです。しかし、農家人口の大半を占める既存農家（慣行栽培農家）が有機農業に転換する「転換参入」については、これまで支援の検討が十分ではありませんでした。転換参入支援を充実させて、既存農家の減少や高齢化を少しでも食い止めていかなければ、日本の農業の再生はないと思います。埼玉県小川町の事例に見られるように、既存農家が有機農に転換参入すれば有機農業が地域で面的に拡大する道が開けます。すでに慣行栽培の体系に慣れ親しんだ農家にとって、有機農業への転換には技術習得や販売先確保などに関する支援が必要と思われますが、まだ政策論的検討が不十分ですので、学会や関係機関と連携して、転換参入への支援方法の検討を要望します。

また、新規参入の就農支援として検討すべき点は次の通りです。

- ・青年就農給付金などの新規参入支援制度が充実してきたことは歓迎すべきことですが、こうした支援制度が有機農業希望者に有効に利用されるように指導をする。
- ・新規就農者のための多様な販売機会を創設する。
- ・すべての普及センターにおいて「現地に学び、農家と連携した有機農業普及」の体制確立をぜひ期待する。
- ・有機農家による新規参入者の研修にかかる費用を公的に負担する。

（５）有機農業の試験研究の一層の推進

有機農業推進法の制定によって、国や地方自治体としての有機農業に関する研究開発と普及体制の構築が開始されました。北海道や福島県などいくつかの自治体での先行した取り組みはあったものの、ほぼゼロからのスタートでしたが、この分野については全体として前向きな一歩が踏み出されたと評価できます。国の独法や北海道、福島県、島根県、佐賀県などでは農家の協力を得ながら地域の実情に即した研究開発と普及体制づくりが結びあいつつ進められ成果を挙げ始めています。

このように研究開発については前向きなスタートが切られたと評価できますが、次のような問題点が指摘できます。

- ① 研究推進にあたって、研究課題、研究方法、研究成果の評価等について、有機農業農家、有機農業研究者等と日常的に対話し、交流するという体制が構築されておらず、国の独法と一部の自治体研究機関の閉ざされた枠内での研究推進というあり方が色濃く残っている点は早急に改善されるべきだろう。
- ② 都道府県の試験研究機関での取り組み推進について、国からの働きかけが不十分だという点がある。有機農業推進法は国だけではなく地方公共団体にも有機農業推進を義務付けていることを明確にし、研究開発に推進にあたっては国とすべての地方公共団体の連携が重要であることを改めて方針化すべきだと思われる。
- ③ 日本有機農業学会では、主として都道府県での有機農業研究の推進のために「有機農業試験研究交流会」を毎年、全国各地で、すでに5回開催し、都道府県の研究者らの研究発表

と交流に大きく寄与してきた。しかし、残念ながらこの取り組みに対して国や独法の協力と支援は十分には得られていない。次回からの改善を求めたい。

- ④ この間の国や自治体での研究、大学や民間での研究のなかから、有機農業技術についての新しい理論仮説がいくつか見いだされてきている。これらの到達点を踏まえて、個別的な研究推進だけでなく、有機農業の技術理論に関して、現場に則して、総合的で、オープンな研究討論の場を設けていくことが必要になっている。
- ⑤ 有機農業の研究開発においては、現在でもなお丁寧な現地調査とその内容の公表、交流が特に重要な意義を有していると判断されるが、現実には調査研究は軽視されたままとなっている。次に述べる普及体制の構築とも関連させて、調査研究の重視を強調したい。
- ⑥ 有機農業の研究開発においては、米や野菜は以上のような進展が見られたが、果樹などの取り組みは大幅に遅れている。特に果樹では、現状把握も試験研究もほとんどなされていない状況であることから、次期基本方針においてはまずその現状把握に努めるべきである。また、将来的には、花など非食用農産物の栽培も有機農業の推進の対象にするべきである。化学物質過敏症の人の増加、生物多様性の維持・助長、農薬問題を考えると花も農業生産として対象としていくべきである。海外では、オーガニックフラワー、オーガニックシガレットもある。

有機農業の普及体制構築に関しては、都道府県段階では担当者が配置されるようにはなりましたが、普及センター段階については、専門担当の普及指導員の配置は十分には進んでいません。その理由としては、人員体制に余裕がない、その力を備えた普及指導員がいない、現地の有機農業の動向が把握できていない、などがあるようです。国としての有機農業普及指導員育成研修のプログラムは実施されていますが、予算の関係もあつてか、受講生を派遣できていない都道府県もあり、多数の都道府県からの参加促進が期待されています。

普及体制構築に関しては、第一期基本方針では「現地に学び、農家と連携した有機農業普及」という方針は明確にされていませんでした。基本方針の文言上では試験研究成果の普及という、従来の上意下達的普及のイメージが色濃く残っていました。次期基本方針においてはこの点の改善が望まれます。とくに新規参入農業者の希望は有機農業に集中しており、新規参入の円滑な受け入れと定着に関しては普及組織に期待されるところが大きい。そうした期待に応えていくためにもすべての普及センターにおいて「現地に学び、農家と連携した有機農業普及」の体制確立をぜひ期待します。

(6) 有機農業の統計整備

非 JAS 有機農家の全国規模の実態調査がこのたび初めて実施され、いくつかの重要な発見がありました。有機 JAS 農家と非 JAS 有機農家を合わせた実態把握ができるように、農林業センサスに有機農業の項目を追加すること、農家経営構造調査に有機農業の経営分析項目を追加することを要望

します。

(7) 原発災害からの復興支援

東日本大震災・原発事故の膨大な放射性物質の放出により、山林、農地、海洋が次々に汚染され、とりわけ生態系を守り、地域資源循環型の有機農業への打撃は深刻です。さらに風評被害をはじめ、健康な食べ物を求めてきた産直提携にも大きな影響を与え、有機農家は販売においても苦しんでいます。以上の状況を踏まえ、次の対策を要望します。

- ・地域資源である落ち葉、わら、たい肥などが利用可能になるように早急に支援する。
- ・農家の正しい情報を伝えるためにも農産物の放射能測定と、消費者への理解促進、農産物の販売促進を支援する。
- ・被災地では大規模農地整備、大型園芸施設、植物工場など循環型農業とはかけ離れた復興が進められています。そうではなく、農家の平均年齢が65歳以上であり、女性の役割が大きい福島県においては、有機農業、集落営農、直売所など小規模で多様な農家が地域コミュニティを大事にしてきました。こうした住民参加型地域農業の復興を支援する。
- ・さらに加工施設や農家民宿、農家レストランなど6次産業化を支援する。
- ・太陽光、水力、木質バイオなど農林水産関連の再生可能エネルギーの振興を支援する。

2013年2月20日

日本有機農業学会有機農業政策提言グループ

代表 谷口吉光（日本有機農業学会理事／秋田県立大学）／澤登早苗（日本有機農業学会会長／恵泉女学園大学）／大山利男（日本有機農業学会副会長／立教大学）／榊瀧俊子（日本有機農業学会理事／淑徳大学）／西川芳昭（日本有機農業学会理事／名古屋大学）／高橋 巖（日本有機農業学会理事／日本大学）／中島紀一（日本有機農業学会理事／茨城大学）／本城 昇（日本有機農業学会理事／埼玉大学）／館野廣幸（日本有機農業学会理事）／大江正章（日本有機農業学会理事／commons）／久保田裕子（日本有機農業研究会理事／國學院大學）／菅野正寿（NPO 法人福島有機農業ネットワーク代表）／本田廣一（有機農業技術会議副代表）

参考文献

全国新規就農相談センター（全国農業会議所）、『新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査報告（平成22年度）』、2011年。

谷口吉光、「有機 JAS 認証を取得していない有機農家の動向に関する一考察」(第 13 回日本有機農業学会自由報告)、2012 年 a。

谷口吉光、「『オーガニックフェスタ in あきた』における有機農家と消費者の信頼形成の試み」、日本有機農業研究会『有機農業への消費者の理解増進調査報告』、2012 年 b : 52-57 ページ。

中島紀一『有機農業政策と農の再生』2011 年、コモンズ。

日本有機農業研究会、『有機農産物の流通拡大のための実態調査報告』、2012 年 a。

日本有機農業研究会、『有機農業への消費者の理解増進調査報告』、2012 年 b。

MOA 自然農法文化事業団、『有機農業基礎データ作成事業』、2011 年。